

香芝市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年3月26日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 下村 佳史

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査及び同条第2項の規定による行政監査

第3 監査の対象

市民環境部（市民協働課）

第4 監査の実施期間

令和7年12月26日から令和8年1月27日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 自治会への加入率の低下が懸念される中、地域コミュニティの維持及び住民相互の見守り、さらには大規模災害発生時における共助体制の確保の観点からも自治会の役割の重要性を認識され、より一層加入促進に取り組まれない。
- (2) 補助金交付における適切な事業展開においては、その用途において公益性及び公平性が担保されるよう、明確で適正な運用に努められない。